

平成25年7月24日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは、16都道府県の27人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 16都道府県 27人

(東京都3、神奈川県2、栃木県1、埼玉県1、大阪府5、京都府1、
兵庫県2、愛知県1、静岡県2、福井県1、三重県1、広島県2、
岡山県1、山形県1、青森県2、北海道1) 数字は人数

※ 支払期限 平成25年7月31日